

那・環 政 第 94 号  
令和 3 年 6 月 24 日

一般社団法人  
沖縄県建築士事務所協会 御中

那覇市長 城間幹子



那覇市住宅用省エネ設備補助金事業の周知について（依頼）

平素より、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減及び環境保護について意識啓発を図ることを目的に、自らが居住する住宅に省エネ設備を設置する市民を対象とした補助事業を実施いたします。

つきましては、同封の「住宅用省エネ設備補助金抽選申し込みのご案内 兼 抽選申込書」を、貴会の窓口等に設置くださいますようお願い申し上げます。

なお、この事業は今年度で終了予定となっております。

そのほか、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

同封文書 「住宅用省エネ設備補助金抽選申し込みのご案内 兼 抽選申込書」

※詳細は那覇市ホームページで掲載する予定です。



【お問い合わせ】

那覇市環境政策課 温暖化対策グループ  
担当 吉川・澤岨  
直通 098-951-3392  
FAX 098-951-3230

# 住宅用省エネ設備補助金 抽選申込のご案内



本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減及び環境保護について意識啓発を図ることを目的として、市民を対象に下記設備の設置に要する費用の一部を補助します。

## ①太陽熱温水器（太陽熱利用システム）

太陽熱を利用して、給湯や床暖房に利用する設備です。

**補助金額** 設置費用の 1/10 または上限額 5 万円のいずれか少ない額

## ②エコキュート（家庭用ヒートポンプ給湯器）

空気熱（再生可能エネルギー）を利用して給湯を行う設備です。

日本工業規格 JISC9220 の評価に基づく性能表示が行われているもので、CO<sub>2</sub>を冷媒としている機種が対象です。

**補助金額** 設置費用の 1/10 または上限額 10 万円のいずれか少ない額

①、②のいずれかの設備で令和3年2月1日から令和4年1月31日の期間に設置完了しているものが対象となります。

- 1、 申込期間：令和3年8月1日（日）～令和3年9月30日（木）当日消印有効
- 2、 申込方法：抽選申込書は、裏面の様式又は那覇市のホームページからダウンロード※1して、領収書(写し)※2を添付の上、下記まで郵送にてお申込みください。申込額が予算額を上回る場合は、第三者立ち合いのもと公開抽選により補助対象者を決定します。
  - ※1 抽選申込書の那覇市ホームページ掲載は7月末の予定です。
  - ※2 設置が完了していない場合のみ見積書（写し）でも可。
- 3、 公開抽選日：令和3年10月15日（金）（予定）
- 4、 そのほか、詳細は那覇市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（7階）  
那覇市 環境部 環境政策課 温暖化対策グループ  
TEL (098) 951-3392 FAX (098) 951-3230

# 住宅用省エネ設備補助金 抽選申込書

那覇市長 宛

令和 年 月 日

申込者の 住所・氏名	住所 〒 那覇市
	電話番号 <span style="float: right;">※日中連絡がとれる連絡先をご記入ください。</span>
	ふりがな
	氏 名
1、 設置場所	住所 〒 那覇市
2、 住宅の所有者	ふりがな
	氏 名
3、 設置費総額 ※1	円
4、 設備の種類 ※2	①太陽熱温水器 ②エコキュート
5、 製造メーカー	
6、 工事着工日（又 は予定日）	令和 年 月 日
7、 工事完了日（又 は予定日）	令和 年 月 日
8、 添付書類	対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し ※これから設置する場合は見積書の写し

※1 設置費総額は、設備購入額と設置工事費の合算額となります。

※2 未使用品であり、またリース契約によるものではないこと。

抽選申込み受理後、10日以内に受付番号を送付します。尚、受付番号が届かない場合は、公開抽選日10日前までに担当課までお問合せください。

**申込期間：令和3年8月1日（日）～令和3年9月30日（木）当日消印有効**

## 補助対象の条件

- ① 対象設備の設置完了期間が、令和3年2月1日から令和4年1月31日までのもの。
- ② 本市において自らが居住する住宅に対象設備を設置するもの。（所有者が異なる場合は、承諾書を添付すること。）
- ③ 本市の市税及び国民健康保険税を完納していること。
- ④ 同一世帯で過去に同一設備の補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 那覇市暴力団排除条例（平成27年3月27日条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団関係者でないこと。